

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から42年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。婚姻前は、20歳の時に市町村議会議員の叔父に勧められ、亡くなった母が加入手続をし、保険料を納付してくれていた。また、婚姻後は、私が自治会の集金人の方に納付していたので、納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月の婚姻後、自治会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年3月に払い出されていることから40年3月からの保険料納付は可能であり、申立期間後に当該集金人から集金業務を引き継いだ集金人の息子の妻は、「集金業務引継時に、義母から、申立人に未納や納付遅延等があったとは聞かなかった。」と証言している。

また、申立人は、申立期間以後の国民年金保険料を完納しており、申立人の保険料納付意識は高いと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管している特殊台帳の記載内容は、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から見て婚姻後に作成されているはずであるにもかかわらず、婚姻前の旧姓及び旧住所が記入されており、かつ、氏名の読み方や生年月日が誤っているなど不明瞭な点がある。

一方、20歳から婚姻前までの期間については、申立人は、申立人の亡くなった母が加入手続をし国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は加入手続や納付について関与していないため、納付状況等が不明である。

また、ほかに、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、有力な証言も得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険加入期間照会申出書を提出したところ、A社B支店に勤務した期間の記録が無いという回答であった。
A社には昭和37年9月1日からずっと勤務しており、別の支店に勤務していた申立期間の前後は厚生年金保険に加入しており、申立期間中も健康保険証は健康保険組合から発行されていた記憶があるので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職歴証明書及び申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が申立期間の前後に勤務したA社のそれぞれ別の支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた同僚には厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、A社は、「申立期間及びその前後について申立人は内勤職員として継続して在籍しており、この4か月の期間のみ厚生年金保険料を給与から控除しなかったことは当事業所の給与計算上考えにくいと思われ、当時の資格取得の届出につき何らかの瑕疵があったと考えるのが順当。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の期間の記録から判断すると、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から48年3月まで

昭和41年3月に勤めていた会社を退職してから2、3か月後、A市町村役場で国民健康保険の加入手続を行った際に、隣接した窓口で国民年金の加入手続も行った。申立期間の国民年金保険料は、国民健康保険料の納付時期にA市町村役場の窓口へ納付書を持って行き納めていた。

過去に住民票の氏名について、漢字と読み方に間違いがあり、戸籍の住所地についても、転居したことがない所へ転居した記録になっているなど役所の事務処理が信じられず、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について納付書を使用して納付していたと主張しているが、A市町村では、納付書による納付は昭和47年以降の納付方法であり、それまでは印紙による納付であったと説明しており、申立人が申立期間の保険料を納付書により納付したとする申立内容と相違する。

また、申立人は、申立期間当初の国民年金保険料額を月額350円程度であったと申し立てているが、当時の国民年金保険料額は月額100円であることから、申立人の主張している納付金額とは差異がある。

さらに、申立人が、国民年金の加入手続を行ったとする時期に居住していたA市町村を管轄するB社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、過去に住民票の氏名について誤りがあったとされる字又は読み方で、申立人の未統合記録の有無について社会保険庁のオンライン記録を検索したが、申立人の未統合記録は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から59年12月まで

昭和46年に会社を退職し、しばらくの間、国民年金に加入していなかった覚えはあるが、妻の納付が確認できる昭和53年ごろからは、自宅に来ていた婦人会の集金人に、毎月、国民年金保険料を夫婦一緒に納付してきた。

しかし、年金記録を照会したところ、7年も自分だけが加入しておらず、集金人に納めていたと記憶している保険料の納付記録が昭和60年1月からしかないことに納得できず、申立期間に係る記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年12月14日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が一緒に納付していたと主張する申立人の妻は、昭和58年10月から保険料の口座振替を開始する手続をしていることが確認できるが、申立人の保険料の口座振替を開始する手続は、国民年金手帳記号番号が払い出された翌月の60年1月であるなど、申立人の主張と相違する上、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の口座振替の開始時期に関する記憶はあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から46年10月まで

昭和42年3月に20歳になって結婚したので、A市町村役場に行って入籍手続をした際、市町村役場の職員に国民年金に加入しなくてはならないと言われ、夫婦二人分の国民年金加入手続を行った。加入手続は夫が行い、国民年金手帳は加入時に郵送にて交付を受けたと思うが、現在は持っていない。

毎月、A市町村役場の職員だと思うが、集金に来てもらい、夫の分と一緒に私が納付していたと思う。最初は一人450円位を支払っていたと思う。領収証はもらっていたと思うが、現在は持っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月に国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは57年4月8日であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間において一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の記録にも未納期間が有り、昭和42年3月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を夫婦共に納付したとする申立内容と一致しない。

さらに、申立人の夫は、昭和42年3月に申立人と申立人の夫に係る国民年金加入手続を行い夫婦二人分の加入当初の保険料を納付したとしているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は申立人の記号番号払出時期とは異なる40年5月に払い出されており、また、A市町村役場が保管する申立人の夫の国民年金被保険者名簿において申立人の夫の昭和42年度分保険料が43年2月27日に一括納付されていることが確認できるなど、申立人の夫の供述と相違する。

加えて、申立人は、加入当初の国民年金保険料額を月額450円程度と申し立てているが、当時の保険料額は月額200円であったことから、申立人の主張している納付金額とは差異がある上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年4月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年4月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間当時、当家は長兄を事業主とする事業を営んでおり、国民年金保険料については経理担当であった父親が2人の兄と私の3人分を一括して納付していたはずである。2人の兄が納付済みで私の分のみが未納となっているのは納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、父親は既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間とされており、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から43年3月まで

私の国民年金への加入手続と保険料の納付は母が行ってくれました。地域の集金人が自宅に保険料を徴収に来てくれて、現金を支払い、その時に印鑑を押してもらっていた記憶があります。また、母は「船員保険には加入していないが国民年金には加入している。」と言っていたのを覚えています。保険料を納付してくれた母が亡くなっているため、詳細は定かではありませんが、母が保険料を納付してくれているはずなので納付記録の訂正を依頼します。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、申立人の母が納付してくれていたと主張しているが、申立人の母が当該保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身も、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該保険料の納付を行ったとされる申立人の母はすでに亡くなっているため、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月10日に払い出されており、その時点で申立期間の保険料は時効により納付できない上、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録によれば、申立期間直後の昭和43年4月から45年3月までの国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号払出日以後の46年2月20日に一括で過年度納付されているが、申立期間の保険料について、当時可能であった特例納付まで行われたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の妻や当時同居していた申立人の家族からも、有力な供述も得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 8 月まで
昭和 34 年 11 月から 36 年 9 月まで、途中退社することなく A 事業所で勤務していた。同事業所において勤務形態が変わったこともなく、勤務期間の途中の記録が 1 年近くも抜けているのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書控」と「被保険者資格喪失確認通知書控」を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格は、昭和 35 年 10 月 31 日に喪失し、36 年 9 月 7 日に再度取得しており、これら記録は社会保険庁の記録と一致し、申立期間について、申立ての事業所が申立人を厚生年金保険被保険者としていなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に、昭和 35 年 10 月 31 日の厚生年金保険の資格喪失に伴い、健康保険被保険者証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、当時の同僚等からも、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

加えて、申立期間における当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 1 月 5 日まで
昭和 39 年 5 月に前事業所を退職後、同年 6 月 11 日に自宅を全焼しました。就職先を探していたところ、知人の紹介があり、同年 12 月に A 事業所に入社し 43 年 3 月まで勤務しましたが、厚生年金保険記録を照会すると、途中の申立期間の被保険者記録がありません。自宅を全焼しお金が必要だったので途中で辞めるはずがなく、私生活や会社においても特に何も変化はなく、43 年 3 月の退社までずっと同じ場所で働いていましたので、厚生年金保険の被保険者として認めてください。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 40 年 7 月 1 日の厚生年金保険の資格喪失とともに、同月 30 日に健康保険被保険者証が返納された旨の記録が有る。

また、A 事業所に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する被保険者原票に、申立期間において整理番号の欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

さらに、A 事業所は、昭和 54 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、人事記録、賃金台帳等の資料も残されておらず、当時の役員、会計担当者等も既に亡くなっていることから供述が得られず、また、同僚等からも申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていたとの供述が得られず、申立期間において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が A 事業所に勤務した昭和 39 年 12 月 1 日以降の社会保険庁の記録と、雇用保険の加入記録は一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月から22年10月31日まで

申立期間において、A事業所、B事業所及びC事業所の順で勤務したが、厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所へ提出したところ、加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間当時、社会保険に加入し、医療の代金は無料に等しかつたと覚えている。健康保険に加入していれば厚生年金保険にも加入していると思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所のうち、A事業所について、申立人の記憶する当該事業所の共同経営者の息子が、D事業所で整理番号1の被保険者となっていることから、A事業所とD事業所は同一の事業所であることが推測されるが、社会保険事務所の記録によると、D事業所は昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所として新規適用を受けており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

D事業所については、E事業所に名称変更した後、昭和45年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立ての事業所のうち、B事業所は現在、F事業所となっているが、当該事業所は、申立期間における申立人の厚生年金保険加入及び保険料控除について確認できる保管資料は無く、不明であると回答しているとともに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間において欠番も見られなかった。

さらに、申立ての事業所のうち、C事業所については、社会保険事務所の保管する事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、申立人がB事業所及びC事業所の勤務期間に記憶している複数の同僚に照会したところ、申立人が当該事業所に勤務していたとの供述は得られたが、当該同僚についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日

厚生年金保険加入記録について照会したところ、A事業所の社員寮で寮母として勤務していた厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金支給済みとの回答をもらった。A事業所は空襲で工場が操業停止となり、寮生を親元に帰した後、私も疎開先であるB市町村へ移った。

戦後の混乱した時代であったので、退職金はおろか空襲以降の給料も支払われておらず、ましてや脱退手当金を受け取った記憶も無いので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、申立期間当時、混乱した社会情勢にあり、疎開先を転々としていたため、脱退手当金を受給できる状況ではなかったと主張するが、脱退手当金の支給決定月は昭和21年4月であり、終戦から8か月経過しており、申立人自身も、その翌月には、実家から嫁ぎ先に住民票を異動しているほか、地理的にも脱退手当金を受給することが不可能な状況であったとは断定し難く、そのほかにも、脱退手当金を受給していないと推認できる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。